

第 号
年 月 日

様

名張市長

名張市太陽光発電設備等設置費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった名張市太陽光発電設備等設置費補助金の交付について、交付を決定したので、名張市太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱（令和6年名張市告示第85号。以下「要綱」といいます。）第7条第1項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 交付決定金額 金 円
2 交付の条件等

- （1）要綱及び名張市補助金等の交付に関する規則（昭和44年名張市規則第4号）に定める事項を遵守するほか、本市職員から指示があったときは、それに従うこと。
- （2）設備の法定耐用年数の期間内において、善良な管理者の注意をもって適正に使用し、管理すること。
- （3）設備の法定耐用年数の期間内において、当該設備を処分等しようとするときには、あらかじめ財産処分等承認申請書（様式第10号）を市長に提出することにより、申請すること。
- （4）補助金に関して報告、現地調査等の求めがあったときは、これに応じること。